

岐阜市立長森中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

■ はじめに

ここに定める「岐阜市立長森中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条、法に基づき制定した「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」の第7条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

この策定に当たっては、「いじめ防止対策推進法」第9条に「保護者の責務」が定められていることを受け、学校とPTAが協力して進め、保護者としての役割についても明記することとしました。

いじめ防止対策推進法

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及び、その設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをふくむ。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

学校の教育活動全体を通じて、次のような認識を十分理解し、いじめ防止等に当たります。

- ・いじめは、人間として絶対に許されない行為であること。
- ・いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得る問題であること。
- ・いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい問題であること。

(3) 学校としての構え

学校の教育活動全体を通じて、次のような考えに基づき、いじめ防止等に当たります。

- ① 生徒の心身の安全・安心を最優先に考え、危機感をもって、未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守ります。
- ② 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応します。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底できるように努めます。
- ④ 「いじめをしない、させない、許さない学校・学級づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成します。

学校が生徒に示す4つの約束

- 意味あること値打ちあることに頑張る生徒を精一杯応援します。
- 頑張ろうとする仲間の思いを否定するような言動には、教職員全員で指導します。
- 悩みや心配事がある生徒は、「誰でもいいので、一番相談しやすい人に相談してよい」ということを共通理解して指導を進めます。
- 相談された場合は、その日のうちの解決を目指して立ち上がります。

(4) いじめ解消の定義

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等により確認するなど適切に対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

私たち教職員は、次のことを共通の構えとして学校の教育活動を進めます。

(1) 魅力ある学級・学校づくりの推進

- ・一人一人の生徒が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感が得られるよう、教科指導を充実させます。
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間とかかわり、自己存在感や所属感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう指導に努めます。
- ・生徒会活動、特別活動を通して共感的な人間関係づくり、自発性・自治力の育成に努めます。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対に許されないことについて、具体的な場面で繰り返し指導します。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努めます。

(2) 生命や人権を大切にす教育の推進

- ・様々な人とかかわり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、研修旅行、宿泊学習、職業講話、地域ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実するように努めます。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にす心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実させます。
- ・生徒会が中心となって「いじめ問題」について各学級で作上げられた「学級人権宣言」に込められた精神を大切にしながら、一人一人の生徒が安心して生活できる仲間関係づくりを進めます。
- ・誰もが差別や偏見を見逃さず、互いに思いやりの心をもってかかわることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進めます。

(3) 全ての教育活動を通した指導

教育活動全体を通じて、次の3点を留意した指導の充実に努めます。

- ① 生徒に自己存在感を洗えるような指導を進めます。
- ② 共感的な人間関係を育成するような指導を進めます。
- ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性を開発するような援助を進めます。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導について、教職員及び保護者の間で共通理解を図るよう努めます。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な

対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実させます。

・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた情報交流会等、自治的な活動を充実させます。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめ問題早期発見のための取組

- ・ いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応のために、日常的な生徒との対話、チェックシートを活用、定期的なアンケートの実施の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し対応に生かすようにします。
- ・ 「記名式」「無記名式」を併用したいじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ防止・対策委員会」で調査結果を確認し、必要な対策を検討します。
- ・ 生活記録や生徒の行動観察から、学級担任や教科担任、養護教諭等の全教職員が、生徒の些細なサインを見逃さないきめ細かい情報交換に努め、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員等と協力して、生徒や保護者が相談できる体制を整備します。

(2) 教育相談の充実

問題解決的な教育相談とともに、全生徒を対象とする開発的教育相談及び発生しそうな生徒に働きかける予防的教育相談をあらゆる機会をとらえて行い、教育相談の充実に努めます。

- ・ 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進めます。
- ・ 問題発生時には、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって生徒の相談に当たります。
- ・ 生徒の変化に組織的に対応できるようにするために、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るように努めます。

(3) 教職員の研修の充実

- ・ 年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、一人一人の教職員が早期発見・早期対応及び未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させます。
- ・ いじめ事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行います。

(4) 保護者との連携

- ・ 学校の基本方針は、PTA総会資料に掲載し、PTA総会の場で周知に努めます。
- ・ 学校は、生徒のよいところを積極的に伝えるとともに、相談ごとは直接面談しながら共に考えることを大切にします。
- ・ 保護者等からの相談を真摯に受け止め、共に考え合い、よりよい解決を目指すよう努めます。

(5) 関係機関等との連携

- ・ いじめを中心とする生徒指導上の諸問題解決のために、問題を学校だけで抱え込むことなく、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、子ども・若者総合支援センター、民生児童委員、学校運営評議員等との連携を大切にします。
- ・ インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して問題解決に当たります。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

いじめ防止対策推進法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

本市いじめ防止等推進条例 第10条

推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童等及びその保護者の支援並びに加害児童等の指導及びその保護者への助言
- (6) 学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該学校の校長が必要と認める事項

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、次の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置します。

教職員	： 校長、教頭、ブロック担当生徒指導主事、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
教職員以外	： PTA会長、学校運営協議員、スクールカウンセラー、スクール相談員、民生主任児童委員、医師 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4	・始業式、入学式において「学校いじめ防止基本方針」説明 ・学校だより、学校ホームページによる方針の発信 ・職員研修会で方針、前年度の実態と対応等の共通理解 ・学校運営協議会等での説明（方針の内容）	「方針」の確認
5	・PTA総会での説明（方針、保護者の役割等） ・いじめアンケート（記名式）の実施、 ・教育相談の充実（随時相談） ・「いじめ防止等対策推進会議」の実施	
6	・いじめ未然防止のための全校集会（生徒会主催、生徒会人権宣言） ・ネットいじめ研修（生徒対象） ・心のアンケート（記名式）の実施 ・学校運営協議会（方針等の説明）	いじめ防止月間
7	・第1回教職員取組評価アンケートの実施 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」（7月までの評価） ・三者懇談の実施	第1回 県いじめ調査
8	・教職員研修職員 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」（9月からの指導）	
9	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・学校ホームページ等による取組経過等の報告	
10	・いじめアンケート（無記名式）の実施	

	・教育相談の充実	
1 1	・「ひびきあいの日」（生徒会のいじめ防止の活動） ・「人権いじめアンケート」の実施（生徒会主催） ・道徳の時間における情報モラル指導	いじめ防止月間
1 2	・第2回「教職員取組評価アンケート」の実施 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」（中間交流） ・三者懇談の実施	第2回 県いじめ調査
1	・職員会（県調査の校内調査報告等） ・次年度の指導方針の検討 ・いじめアンケート（記名・無記名選択式）の実施	
2	・学校運営協議会 ・「いじめ防止等対策推進会議」（外部を含む）	
3	・第3回「教職員取組評価アンケート」の実施（1年間の評価） ・学校だより、学校ホームページによる次年度の取組等説明	第3回 県（国）いじめ調査

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

・「いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実認識や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくります。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行います。
- ・いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応します。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たります。
- ・保護者との連携のもと、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒や保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努めます。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中長期的な取組を行います。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の発見
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部の専門家の力を借りる）
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめを受けた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときについては、次の対応を行います。具体的には、以下のようなケースが想定されます。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査を行います。
- 調査を行う組織の構成は、弁護士や医師、学識経験者、心理の専門家や福祉の専門家なども加え、公平性・中立性を確保する。
- この調査を行った場合には、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切な援助を求めます。

(3) いじめ解消の定義

少なくとも次の2つの要件が満たされていることとします。

- いじめにかかる行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者との面談を通して確認する）

7 保護者の役割

- ・スマートフォン等に関わる様々な問題について、各種の報道や関係機関、学校等から提供される資料等を参考にしたり、講演会・研修会等に参加したりするなどして理解することに努めます。
- ・子どもとの対話に心がけ、子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりするなどしながら、子どもが自らの力で解決できるよう支援に努めます。
- ・いじめは人として絶対に許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方を貫くことの素晴らしさなどについて、折に触れて指導するように努めます。
- ・日頃から子どもの言い分にも十分耳を傾けるなど、親子の対話を心がけます。
- ・我が子の周囲でいじめが疑われるような情報を得たときには、「大丈夫だろう」などと安易に判断せず、我が子に対しても無関心な立場を取らせるのではなく、深刻ないじめに発展しないように止める勇気をもつことや学校に相談することなどを助言するよう努めます。
- ・いじめが疑われるような場面を見た場合には、その場で一声かけるよう努めるとともに、学校等に情報提供するように心がけます。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に見せるよいチャンスととらえ、被害の生徒・保護者に謝罪するとともに、改めて我が子に事の重大さを諭すことを心がけます。
- ・問題後には、我が子の小さな頑張りや変化をとらえ、認め・励ますことを心がけます。
- ・我が子がいじめを受けてしまった場合には、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い問題を乗り越えることができるように支援します。

8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめ実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

9 個人情報の取り扱い

保護者から「いじめがあった」等の申立があった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

※定期的実施しているアンケート等の調査は、原本や調査用紙を卒業するまで保存となる。

※定期的なアンケートとは別に実施したアンケート調査や聞き取りを行った結果等は、指導要録との並びで5年間保存となる。

付則

一部改正 平成30年 4月 1日